

武蔵村山エコショップ認定制度要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、市内において、ごみの減量及び資源化に積極的に取り組む事業者を武蔵村山エコショップ（以下「エコショップ」という。）として認定することにより、市民と事業者の相互協力による循環型社会形成の推進を図るとともに、事業者による拡大生産者責任の原則に基づく取組を支援することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）武蔵村山ごみ減量協力店 エコショップのうち、小売業を営む店舗をいう。
- （2）武蔵村山食べきり協力店 エコショップのうち、食業もしくは飲食サービス業（以下、「飲食業」という。）を営む店舗をいう。

（対象者）

第3条 エコショップの認定を受けることができるものは、武蔵村山市内に存する小売業又は飲食業を営む店舗（以下「店舗」という。）とする。

（認定要件）

第4条 エコショップの認定要件は、別表に定める評価基準のうち満たす項目の点数の合計が、同表に定める認定基準以上の点数の店舗とする。

（認定申請）

第5条 エコショップの認定を受けようとする店舗は、武蔵村山エコショップ認定申請書（新規・更新）（第1号様式）により市長に申請するものとする。

（認定の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において当該申請に係る店舗が第4条に規定する要件を満たすと認めるときは、当該店舗をエコショップとして認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による認定をしようとする場合において必要があるときは、当該申請に係る店舗に対して実地について調査することができる。
- 3 市長は、第1項の規定によりエコショップの認定をしたときは、当該認定に係る申請を行った者に対し、武蔵村山エコショップ認定書（第2号様式）（以下「認定書」という。）及び認定を証するステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。
- 4 エコショップの認定を受けた店舗（以下「認定店」という。）は、前項の規定により交付を受けた認定書及びステッカーを当該店舗の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 エコショップの認定期限は、申請の日から2年を経過した日の属する年度の9月末日までとする。

（認定の変更）

第7条 認定店は、認定に係る取組の内容、認定を受けた店舗の名称、所在地又は経営者等に変更があったときは、武蔵村山エコショップ認定変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

（認定の更新）

第8条 認定店は、認定を継続しようとする場合には、認定期限内に更新の手続を行うものとする。

- 2 更新の手続及び認定期限については第5条及び第6条の規定を準用する。

（協力事項）

第9条 認定店は、店舗の利用者に対してごみの減量化等の推進役を努めるとともに、ごみの減量化等

に関する市の施策に協力するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定店が第4条に掲げる要件に該当しないこととなり、又はエコショップとして認定することが適当でなくなったと認めるときは、当該認定店のエコショップに係る認定を取り消すものとする。

(辞退届)

第11条 エコショップの認定を辞退しようとする認定店は、武蔵村山エコショップ認定辞退届出書(第4号様式)により市長に届け出るものとする。

(市民への周知)

第12条 市長は、エコショップ認定制度について、広く市民に周知するとともに、認定店の利用を推奨し、認定店がごみの減量化等の推進役となるよう市民に対する広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業種	分類	評価基準	点数	
小売業	簡易包装等の推進	包装の簡素化又は無包装化を推進している。	15	
	資源物の店頭回収の実施	資源物の店頭回収を行っている。 (ペットボトル、白色・色付きトレイ、プラスチックトレイ、牛乳パック、スチール缶、アルミ缶、びん、古紙など)	1品目につき 20点	
	販売商品の修理及び下取りの推進	販売した商品の修理又は下取りを実施している。	45	
		販売した商品の修理について、依頼先を販売時に案内している。	15	
	再生品、環境に配慮した商品等の販売促進	環境にやさしい商品（エコマーク商品、再生品など）の販売を推進している。	5	
		再生・再利用可能（リターナブル容器入り）商品の販売を推進している。	5	
		詰め替え商品の販売を推進している。	5	
	食品ロス削減の推進	食品の量り売りなど、必要な分だけを購入できる販売方法を実施している。	10	
		天候や祝日、イベントなどを考慮して、過剰在庫の抑制をしている。	10	
		期限が近い食品の割引販売をしている。	10	
		フードバンクへの寄付を行っている。	15	
	店舗内でのごみ減量及びリサイクルの推進	事務用紙、トイレットペーパーなどは再生品を積極的に利用している。	5	
		両面印刷、裏面の再使用、電子メールの活用などで紙ごみの発生を抑制している。	5	
		資源、ごみの分別を徹底して、再資源化を積極的に行っている。	10	
		食品廃棄物について飼料・肥料化等による資源化を行っている。	30	
	清掃活動、ごみ減量化等に関する情報発信の推進	地域や公共の場等を自主的に清掃している。	10	
		ごみ減量やリサイクルの推進を呼びかけている。 (広告やチラシ、ポスターなど)	10	
		ごみ減量に関する取組を積極的にPRしている。	10	
		認定基準		100

業種	分類	評価基準	点数	
飲食業	食べ残し削減のための啓発	食べ残し削減のため、ポスター等の掲示をしている。	20	
		食べきった際のポイントやクーポンの付与をしている。	20	
		食べ残し削減の声掛けをしている。	20	
	食べきれなかった料理の持ち帰りへの積極的な対応	持ち帰り用容器（ドギーバッグ）を提供している。 （食品を持ち帰る際の食中毒のリスクや適切な保存方法について説明していること。）	20	
	食べ残しをしないための料理の量の調節	小盛メニューや、少なめ希望者への量の調節をしている。	20	
		苦手な食材等の聞き取り又は、申告があった際は、事前に取り除いている。	10	
	食材を無駄にしない工夫	天候や祝日、イベントなどを考慮して、過剰仕入れ及び過剰調理の抑制をしている。	10	
		食材の切れ端や規格外のものなど、商品として提供できないものを有効利用している。	10	
		食品廃棄物の堆肥化等による資源化をしている。	30	
		廃棄になりそうな食品の見切り・値引き販売をしている。	20	
	使い捨てプラスチック使用の抑制	使い捨てプラスチック等の使用の削減をしている。 （食器類、テイクアウト・配達時の容器等含む。）	20	
	清掃活動、ごみ減量化等に関する情報発信の推進	地域や公共の場などを自主的に清掃している。	10	
		広告やチラシなどで、食品ロス以外のごみ減量やリサイクルの推進を呼びかけている。	10	
		ごみ減量に関する取組を積極的にPRしている。	10	
	認定基準			60